

住宅省エネルギー性能証明書 料金表

一戸建ての住宅

(税込金額 単位：円)

審査条件		
一般	5-1：断熱等性能等級の評価書を活用する場合（図面審査の一部を省略）	5-1：断熱等性能等級及び 5-2：一次エネルギー消費量等級の評価書を活用する場合（図面審査を省略）
120,000	60,000	40,000

※評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画に係る長期使用構造等確認書、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証、建築物省エネルギー性能表示制度に基づくBELS評価書、フラット35S適合証明書等で該当する基準への適合が確認できるものをいう。

※建築士法施行規則第17条の15に規定する工事監理報告書の写しの提出が無い場合は、現場調査を行うため、現場調査料金30,000円（税込）を加算する。また、東京都特別区以外の場合は別途確認検査業務出張費規程により加算がある。

共同住宅

(税込金額 単位：円)

別途見積もりとする。

その他

(税込金額 単位：円)

- 変更申請の料金は上表の各金額の半額
- 再発行料金は6,000円（一戸建ての住宅）、6,000円/戸（共同住宅等）
- 併用住宅は一戸建ての住宅に含む
- 長屋・重ね建住宅等は共同住宅等に含む